

告示

目次

告示

- 基本測量の実施 (監理課) : 一
- 公共測量の終了 (監理課) : 二
- 右 同 (監理課) : 二
- 証紙売りさばき人の指定 (経理課) : 二
- 証紙売りさばき人の住所及び売りさばき場所の変更 (経理課) : 二
- 右 同 (監理課) : 二
- 特定非営利活動促進法第十条第二項の規定による公告 (文化・スポーツ振興課) : 三
- 大規模小売店舗の立地に関する意見の概要 (経営振興課) : 四
- 土地改良区の役員の就任及び退任 (農林水務所) : 五
- 土地改良事業の工事の完了 (農林水務所) : 五
- 土地改良区の役員の就任 (農林水務所) : 四
- 右 同 (農林水務所) : 五

出先機関

青森県報

第一千六号

平成十四年四月八日(月曜日)

青森県告示第百八十四号

国土地理院長から、次のとおり基本測量を実施する旨の通知があつたので、測量法
(昭和二十四年法律第百八十八号) 第十四条第三項の規定により公示する。

平成十四年四月八日

青森県知事 木村守男

一 作業種類
基本測量
二 作業期間

平成十四年四月十一日から平成十五年三月二十日まで

三 作業地域

むつ市

五所川原市

黒石市

青森市

弘前市

下北郡

川内町

大間町

大畠町

東通村

風間浦村

脇野沢村

横浜町

上北郡

七戸町
天間林村
東北町
野辺地町
六ヶ所村
西津軽郡
稻垣村
岩崎村
車力村
岩木町
中津軽郡
西目屋村
相馬村
東津軽郡
平内町
蓬田村
常盤村
大鰐町
碇ヶ関村
田舎館村
藤崎町
尾上町
平賀町
浪岡町
金木町
中里町

測量計画機関の長から、次のとおり公共測量を実施した旨の通知があったので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成十四年四月八日

青森県知事 木村守男

平成十四年四月八日

青森県知事 木村守男

青森県告示第百八十七号
青森県収入証紙の売りさばき人を次のとおり指定したので、青森県証紙条例（昭和三十九年四月青森県条例第十号）第九条の規定により告示する。

一 測量計画機関
仙台防衛施設局
二 測量の種類
公共測量（国有財産台帳図面作成）
三 測量の期間
平成十三年九月二十九日から平成十四年一月二十八日まで
四 測量の地域
八戸市市川、八戸市河原木及び八戸市多賀台所在防衛施設

青森県告示第百八十五号

測量計画機関の長から、次のとおり公共測量を実施した旨の通知があったので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成十四年四月八日

青森県告示第百八十六号

一 測量計画機関
青森地方法務局
二 測量の種類
公共測量（法務省登記法第十七条地図作製）
三 測量の期間
平成十三年十一月一日から同年二月十五日まで
四 測量の地域
弘前市

青森県告示第百八十八号

一 売りさばき人の住所及び氏名
青森市新町一丁目一の二〇
川嶋 廣道

二 指定年月日
平成十四年四月八日

三 売りさばき場所
青森市新町一丁目一の二〇

青森県告示第百八十八号

次の青森県収入証紙の売りさばき人の住所及び売りさばき場所について次のとおり変更があったので、青森県証紙条例（昭和三十九年四月青森県条例第十号）第九条の規定により告示する。

平成十四年四月八日

青森県知事 木村 守 男

一 売りさばき人の住所及び名称

黒石市大字前町四〇の五

南黒食品衛生協会

二 変更内容

1 変更前の住所及び売りさばき場所

黒石市大字甲大工町二の一

2 変更後の住所及び売りさばき場所

黒石市大字前町四〇の五

青森県告示第百八十九号

次の青森県収入証紙の売りさばき人の住所及び売りさばき場所について次のとおり変更があったので、青森県証紙条例（昭和三十九年四月青森県条例第十号）第九条の規定により告示する。

平成十四年四月八日

青森県知事 木村 守 男

一 売りさばき人の住所及び名称
青森市本町五丁目五の二一
社団法人青森県獵友会

二 変更内容

- 1 変更前の住所及び売りさばき場所
青森市本町五丁目一の一八
- 2 変更後の住所及び売りさばき場所
青森市本町五丁目五の二一

公 告**特定非営利活動促進法第十条第二項の規定による公告**

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定による設立認証の申請があったので、同条第二項の規定により次のとおり公告する。

平成十四年四月八日

青森県知事 木村 守 男

一 申請のあった年月日

平成十四年三月二十二日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人グリーンエネルギー青森

三 代表者の氏名

丸山康司

四 主たる事務所の所在地

青森市大字小柳字朽葉四一の三三

五 定款に記載された目的

この法人は、循環型社会の構築を目指して、市民や地域が主体となつた省エネルギー活動を推進することと、再生可能な自然エネルギーの普及、促進、及びそのため必要な社会的制度、政策の提言と実現をはかることをもつて社会全体の利益の増進と地域社会の活性化に寄与することを目的とする。

大規模小売店舗の立地に関する意見の概要

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第四項の規定により述べた意見の概要について、同条第六項の規定により次のとおり公告する。

平成十四年四月八日

青森県知事 木村守 男

一大規模小売店舗の名称及び所在地

リビングステージナナオ

八戸市青葉一丁目三の二外

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

株式会社七尾商事

八戸市大字長横町一七

代表取締役 七尾泰博

三 意見の概要

県の意見なし

四 意見書の縦覧

1 場所

青森県商工観光労働部経営振興課及び八戸市庁

2 期間

平成十四年四月八日から同年五月八日まで

3 時間

午前八時三十分から午後四時四十五分まで

ただし、八戸市庁にあっては、その執務時間内とする。

出先機関

土地改良区の役員の就任及び退任

土地改良法（昭和二十四年法律第一百九十五号）第十八条第十六項の規定により、目屋土地改良区から、次のとおり役員の就任及び退任の届出があったので、同条第十七

項の規定により公告する。

平成十四年四月八日

中南地方農林水産事務所長 小野祐司

役員別	氏名	住所	就任及び退任の年月日
理事 佐々木康栄 三上 政美	弘前市大字中野字下豊田二八の二 中津軽郡西目屋村大字田代字名坪平 六二の一	中南地方農林水産事務所長 小野祐司	平成三・四・五就任 三・四・五退任

土地改良事業の工事の完了

土地改良法（昭和二十四年法律第一百九十五号）第一百十三条の二第一項の規定により、次の事業を行う者から、次のとおり土地改良事業の工事が完了した旨の届出があったので、同条第二項の規定により公告する。

平成十四年四月八日

中南地方農林水産事務所長 小野祐司

土地改良事業の名称	事業を行う者	年月日
十三年災農地災害復旧事業 一七一五	黒石市	平成三・七・三
一七一一〇一	"	"
一七一一〇二	"	"
一七一一〇三	"	"
一七一一〇四	"	"
一七一一〇五	"	"
一七一一〇六	"	"
一七一一〇七	"	"

理 事	区役員別 の 氏 名
竹ヶ 勝太郎	上北郡百石町二川目四丁目七三の一九五
平成一四・ 三・九	就任の年月日

上北地方農林水産事務所長 田 中 正 之

平成十四年四月八日

土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第十八条第十六項の規定により、稲生川土地改良区から、次とのおり役員の就任の届出があったので、同条第十七項の規定により公告する。

監 事	区役員別 の 氏 名
三浦富次郎	三戸郡五戸町字沢向三一八
平成一四・ 三・五	就任の年月日

平成十四年四月八日

三戸地方農林水産事務所長 平 野 隆 夫

土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第十八条第十六項の規定により、中市筒口土地改良区から、次とのおり役員の就任の届出があったので、同条第十七項の規定により公告する。

土地改良区の役員の就任

一七一一〇八	〃
〃	〃

(毎週月・水・金曜日発行)	青森市長島二丁目一番二号	発行所・発行人
定価小口一枚三付十五円一錢	青森市古川二丁目一七番五号	印刷所・販売人
	東奥印刷株式会社	